

令和8年度高付加価値旅行者向け着地型体験コンテンツ造成・販売業務に関する質問及び回答

(令和8年5月8日現在)

| No. | 質問項目                                                               | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 募集要項 P.1<br>第2 応募に係る事項 1 参加資格                                      | 募集要項に記載の「共同体」の考え方についてご確認させてください。<br>弊社は、地域DMC1社と連携し、本事業に取り組むことを検討しております。想定している座組は、弊社が主体となり契約を締結した上で、当該DMCに対して業務の一部を再委託する形式です。2社で新たな団体・法人を設立するものではございません。<br>この場合、当該DMCは「共同体の構成員」として位置づけられるのでしょうか。それとも、弊社が単独法人として参加申込を行い、当該DMCは再委託先(下請け)として整理することが適切でしょうか。<br>上記の座組でプロポーザルに参加する際の正しい取り扱いについて、ご教示いただけますと幸いです。 | 本事業において、共同もしくは協力して参画する他の法人等を「共同体」に含めるか否かについては、貴社にて判断していただいて結構です。<br>当該DMCとの関係が委託契約であるならば、当該DMCを再委託先として位置付けていただくことは差し支えありません。<br>ただし、単独法人としてプロポーザルに参加される場合は、貴社が募集要項に定める参加資格要件をすべて満たしている必要があります。<br>貴社単独では参加資格要件を満たさない場合には、所定の要件を満たす法人等を共同体の構成員として含めていただく必要があります。 |
| 2   | 募集要項 P.2<br>2. 企画提案書の作成                                            | 過去取り組まれた地域完結のコンテンツを複数組み合わせ、通訳案内士による2次交通まで付加した1つの商品を造成した場合、それは過去作成された単品コンテンツとは異なるため新規コンテンツ造成と考えていただけるのでしょうか？<br>またそれにあたり過去造成されているコンテンツ事業者にも声をかけて商品を作ることは可能でしょうか？                                                                                                                                             | 仕様書2ページ目に記載のとおり、県が過年度事業において造成した体験コンテンツとの重複は認めません。交通手段が外国語ガイド兼ドライバーによるものであっても、単に二次交通を付帯したのみで、体験できる内容が重複する場合も同様です。                                                                                                                                                |
| 3   | 仕様書 P.2<br>体験コンテンツ造成について                                           | 商品を訪日外国人へ販売するにあたっては、県外の主要駅(名古屋駅や富山駅)または空港(中部国際空港)を発着地として岐阜県内のコンテンツを体験いただけるような商品造成にすることが販売するうえでは重要な配慮と考えている。<br>あくまでもコンテンツを体験することは岐阜県内であるが、県外からのアクセス手段までセットとしてコンテンツを造成することは可能か                                                                                                                               | 体験コンテンツの造成にあたり、発着地点を岐阜県外に設定することは妨げません。                                                                                                                                                                                                                          |
| 4   | 仕様書P.2<br>(3)体験コンテンツの造成数<br><br>募集要項P.2<br>2企画提案書の作成<br>(1)業務の実施計画 | 仕様書の2頁の(3)体験コンテンツの造成数では「10本以上」となっております。<br>募集要項の2頁の企画提案書の作成の(1)業務の実施計画①では、欧米等の個人旅行者向けの造成コンテンツ案(5本程度)となっております。<br><br>上記の募集要項と仕様書とでは、求められているツアー造成の数が異なるように読めますが、造成するコンテンツは10本と5本のどちらでしょうか？                                                                                                                   | 本業務内で造成するコンテンツ数は10本以上です。<br>企画提案書には5本程度のコンテンツ案を記載ください。                                                                                                                                                                                                          |
| 5   | 募集要項 P.13<br>共同体委任状について                                            | 紙面最下部の受任者部分記載の四角の中に押印は必要でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                              | 受任者の印を押印ください。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6   | 募集要項 P.16<br>法人等の概要書について                                           | 法人概要については弊社全体としての内容か、それとも本事業窓口になる弊社支店の内容かどちらでしょうか。また組織図についてもいずれのどちらでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                   | 法人概要および組織図については、申込者を対象としてご記載ください。                                                                                                                                                                                                                               |
| 7   | 仕様書<br>第3 業務内容 1 (3) 体験コンテンツの造成数<br>第3 業務内容 3 造成した体験コンテンツの販売       | 過年度(令和6～7年度)に造成された各コンテンツにつきまして、現時点までの「問い合わせ件数」「実際の販売数(送客実績)」「ターゲット国籍の内訳」について、可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                          | 過年度に造成した各コンテンツにかかるご質問の件数について、今回のプロポーザル募集時点での回答は控えさせていただきます。<br>数字のみの公表をすることは、背景や根拠などが欠落し、本質を欠くものとなりますが、仮に前提条件も併せて示す場合には、提案者の理解度や分析力の評価が困難となるためです。                                                                                                               |
| 8   | 仕様書<br>第3 業務内容 1 (3) 体験コンテンツの造成数<br>第3 業務内容 3 造成した体験コンテンツの販売       | 過年度(令和6～7年度)の事業におきまして、欧米豪市場の旅行会社やランドオペレーターから特に高く評価された点、および「商品化にあたってのボトルネック(例:価格設定、アクセス、素材の魅力不足など)」としてご指摘を受けた事項がございましたらご教示ください。                                                                                                                                                                              | 提案者の理解度や分析力が示される部分ですので、お答えしかねます。<br>仕様書、県Webサイト「VISIT GIFU」の内容等も勘案し、本事業の目的や造成する体験コンテンツの特性や成熟度、ターゲットとの適合性等を踏まえ、効果的な内容をご検討・ご提案ください。                                                                                                                               |
| 9   | 仕様書<br>第1 事業の目的<br>第3 業務内容 4 業務の進捗管理                               | 本事業におけるKPIとして、県が特に重視されている指標の優先順位(例:造成数、販売数、販売額、満足度、リピート率など)がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                         | 本事業では特定の指標に一義的な重み付けを行って一律に定めているものではありません。<br>仕様書、県Webサイト「VISIT GIFU」の内容等も勘案し、本事業の目的や造成する体験コンテンツの特性や成熟度、ターゲットとの適合性等を踏まえ、効果的な内容をご検討・ご提案ください。                                                                                                                      |
| 10  | 仕様書<br>第3 業務内容 3 造成した体験コンテンツの販売                                    | 販路体制の構築につきまして、接続先の数と実際の販売実績のどちらをより重視されますでしょうか。県のご意向をお聞かせください。                                                                                                                                                                                                                                               | 本事業は接続先の数や販売実績のいずれか一方を一律に重視するものではありません。<br>仕様書、県Webサイト「VISIT GIFU」の内容等も勘案し、事業の目的や造成する体験コンテンツの特性や成熟度、ターゲットとの適合性等を踏まえ、効果的な内容をご検討・ご提案ください。                                                                                                                         |
| 11  | 仕様書<br>第3 業務内容 3 造成した体験コンテンツの販売                                    | 仕様書にございます「体制の構築が完了したものから順に販売を開始すること」に関連し、本事業における「販路体制構築の完了」とは、具体的にどの状態(例:契約締結の完了、商品掲載の完了、実販売実績の発生など)を指す想定でいらっしゃいますでしょうか。                                                                                                                                                                                    | 契約条件の整理、商品情報の提供、予約・手配に係るオペレーション等を含め、販売可能な体制が整った段階を指します。                                                                                                                                                                                                         |
| 12  | 仕様書<br>業務内容 3 造成した体験コンテンツの販売                                       | 過年度造成コンテンツにつきまして、現時点で既に販路開拓済みのコンテンツ数、および未整備のままとなっているコンテンツ数について、事務局様としての想定や整理状況をご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                              | 過年度造成コンテンツはすべて販売を開始しており、現時点で未整備となっているコンテンツはありません。                                                                                                                                                                                                               |
| 13  | 仕様書<br>第3 業務内容 3 造成した体験コンテンツの販売                                    | 業務受託後におきまして、過年度造成コンテンツの既存の販売体制や関連情報等について、受託者に対してどの程度まで開示いただける想定でいらっしゃいますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                              | 本事業における事務局運営および業務遂行に必要な範囲において、県から受託者へ情報提供することを想定しています。<br>なお、提供する情報の具体的な内容や範囲については、業務内容や進め方を踏まえ、県と受託者との協議の上で決定するものとします。                                                                                                                                         |

| No. | 質問項目                                    | 質問内容                                                                                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                        |
|-----|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14  | 仕様書<br>第3 業務内容 3 造成した体験コンテンツの販売         | 既存の販路(前年度以前に既に構築済みのもの)につきましては、本事業の成果として「構築済み」の対象に含めることは可能でしょうか。それとも、新規での販路構築が必須として求められますでしょうか。                                                                                                    | ご質問にある「販路」が仮に予約・問合せ受付体制のことであるとすれば、令和7年度のシステムや体制を引き継ぐことは想定していません。<br>1で造成する体験コンテンツのみでなく、過年度に造成したコンテンツについても、本事業の趣旨や提案内容、県との協議に基づき、必要な整理や調整を行った上で販売できる体制を構築していただくことを想定しています。 |
| 15  | 仕様書<br>第3 業務内容 3 造成した体験コンテンツの販売         | 過年度に造成されたコンテンツ(約60本)のお取り扱いにつきまして、一律に販路体制の構築が必要でしょうか。それとも、市場への適合性や事業者様の継続意思を精査し、県と協議の上で「重点販売コンテンツ」を選定し、再設計する形でのご提案は可能でしょうか。                                                                        | 効果的な販売促進の方法を自由に提案していただくことは妨げません。                                                                                                                                          |
| 16  | 仕様書<br>第3 業務内容 1 (5) 外国語ガイドのマッチング・契約・手配 | 仕様書P.2の第3-1(5)に記載がございます「岐阜県 全国通訳案内士登録簿」のリンク先に、現在アクセスできない状況となっております。最新の登録簿、または代替となる名簿情報を再共有していただくことは可能でしょうか。                                                                                       | こちらよりご確認ください。<br><a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5595.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5595.html</a>                                                      |
| 17  | 仕様書<br>第3 業務内容 1 (5) 外国語ガイドのマッチング・契約・手配 | 仕様書P.2の第3-1(5)に記載の「サステイナブル・ツーリズム修了人材」および「地域通訳案内士」につきまして、業務受託後、県より連絡先リストの共有、あるいは対象者へのご紹介・お繋ぎをいただけるという認識でよろしいでしょうか。それとも、受託者が個別にゼロから開拓や交渉を行う必要があるのでしょうか。(県が保有される既存ネットワークを活用させていただけるのか、その範囲をご教示ください。) | 県研修の修了者について、個人情報保護の観点から連絡先の共有はできません。「地域通訳案内士」について、県は名簿等を所有していません。<br>なお、具体的なマッチングや個別の連絡、交渉、契約等については、受託者において実施していただくものとします。                                                |
| 18  | 仕様書<br>第3 業務内容 2 外国語ガイド兼ドライバーの育成        | 「外国語ガイド兼ドライバーの育成」につきまして、過年度における研修の実施状況と、現時点で「外国語ガイド兼ドライバーとして稼働可能なガイドの人数」をご教示いただけますでしょうか。                                                                                                          | 過年度は運転の技術やホスピタリティに関する研修を実施しています。<br>「外国語ガイド兼ドライバー」として本格的に運用するための制度設計や運用については、国土交通省から発出された通知・ガイドライン等を踏まえ、今後整理・検討を進めていく段階にあります。                                             |
| 19  | 仕様書<br>第3 業務内容 3 (5) 販売促進ツールの作成         | 「過年度造成コンテンツ分については県からWeb特集ページ及びパンフレットを提供する」との記載がございますが、これらの既存ツールに関する「流入数(PV数)」や「配布後の反応」など、改善が必要とされている具体的な課題認識がございましたらご教示ください。                                                                      | 提案者の分析力や理解度が示される部分ですので、お答えしかねます。 仕様書、県Webサイト「VISIT GIFU」、各SNSでの情報発信の内容等も勘案し、本事業の目的や造成する体験コンテンツの特性や成熟度、ターゲットとの適合性等を踏まえ、効果的な内容をご検討・ご提案ください。                                 |